

○財務省告示第三百八十一号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十五年十一月二十五日に発行した政府短期証券  
の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月四日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百十二回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に発行される入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		払込		発		方募	
低	行争非者特						
額	入札格第I						
面	金	金	金	金	金	金	金
金	金	金	金	金	金	金	金
千		二	十	万	七		
万		百	一	円	千		
円		八	兆	金	面		
		二	万	額	金		
		十	三	で	額		
		四	千	千	で		
		億	百	八	二		
		三	七	百	兆		
		千	十二	二	三		
		百	億	十	千		
		二	二	四	百		
		万	千	億	七		
		五	八	五	十		
		千	百	千	四		
			三		億		

「国債市場特別参加者」のうち、第I非

価格競争入札発行」という。

各申込みのうち、応募額の順位が高い

ものからその応募額を順次割り

当てる。各市場特別参加者ごとの応募

限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

各市場特別参加者ごとの応募

限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

